「令和8年度版　賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んで、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
152	第2編第4章罰則等4●30万円以下の罰金　10行目	十一　、業務状況調書等の書類の備え置き、閲覧させる義務	十一　、帳簿の備え置き、閲覧させる義務
515	第6編第2章Ⅱ屋根・外壁(2)防水と防水工法の種類　31行目	2）改質アスファルト防水	2）改質アスファルト防水（合成高分子系ルーフィングシート防水）
516	第6編第2章Ⅱ屋根・外壁(2)防水と防水工法の種類　5行目	3）シート防水（合成高分子系ルーフィングシート防水）	3）シート防水
536	第6編第2章Ⅲ建築基準法等による規制（10）CLT工法）　6行目	上記、国住指第503号（技術的助言）により、従来のCLT告示の構造計算の合理化、仕様の拡大等が図られ、安全上必要な技術的基準が定められた。	CLT パネル工法を用いた賃貸住宅を含む建築物等を新増築する場合、その構造方法は以下の表の基準に適合しなければならない。
536	第6編第2章Ⅲ建築基準法等による規制（10）CLT工法）　19行目	ただし、上記のほか	ただし、上表のほか、
873	第7編第6章Ⅱ土地の価格（公的に示される価格）　11行目	第5編第6章「Ⅱ定期報告の報告内容」	第6編第6章「Ⅱ定期報告の報告内容」
935	第7編第6章Ⅶ税金5(1)固定資産税　　表中2行目	・居住部分の課税床面積が一戸につき次の面積であること 令和8年3月31日までに新築：50㎡以上280㎡以下（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上280㎡以下） 令和8年4月1日以後に新築：40㎡以上240㎡以下	・ 居住部分の課税床面積が一戸につき40㎡以上240㎡以下であること（貸家住宅の場合は、一戸につき40㎡以上280㎡以下）

2026.11..09現在